



# 商標登録証

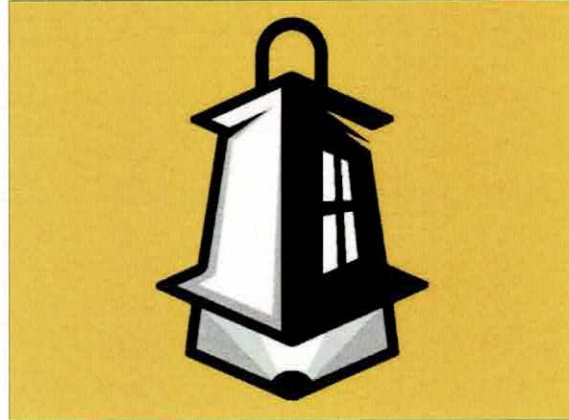
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

## 登録第6295091号

(REGISTRATION NUMBER)

商標

(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第35類

飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客  
に対する便益の提供、紙類及び文房具類の小売又は卸  
その他別紙記載

商標権者

(OWNER OF  
THE TRADEMARK RIGHT)

東京都新宿区新宿2丁目12番13号 新宿アントレ  
サロンビル2階

### 一般社団法人日本観光施設協会

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

商願2019-092364

出願日

(FILING DATE)

令和 1年 7月 3日 (July 3, 2019)

登録日

(REGISTRATION DATE)

令和 2年 9月 23日 (September 23, 2020)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年 9月 23日 (September 23, 2020)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

糟谷敏秀



# 商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第6295091号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2019-092364 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第35類)

売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、おもちゃ・人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、ストラップ付きぬいぐるみ・ストラップ付きマスコット人形の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、釣り具・釣り用餌の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、手動利器・手動工具及び金具の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

第39類

旅行及び観光に関する情報の提供、道路交通情報の提供、ケーブルカーによる輸送、鉄道による輸送、ロープウェイによる輸送、遊覧船による輸送、車両による輸送、らくだによる輸送、自転車の貸与、贈答品の包装、貨物の輸送の媒介又は取次ぎ、荷物の一時的預かり

第43類

宿泊施設及び休憩施設の提供並びにこれらに関する情報の提供、宿泊施設及び休憩施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ並びにこれらに関する情報の提供、キャンプ場施設の提供並びにこれに関する指導・助言及び情報の提供、飲食物の提供、飲食物の提供に関する助言及び情報の提供、飲食物の提供に関する予約の媒介又は取次ぎ並びにこれらに関する情報の提供

[以下余白]